

企業支配株式の法人税法上の取扱いについて

—判例に見る会計処理の変遷—

板橋 雄大

1. はじめに

2005年に企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）との間でなされたコンバージェンスに向けた合意以来、我が国会計基準と国際財務報告基準（IFRS）間のコンバージェンスは進み、2007年の東京合意の公表によって、その達成にむけた具体的なスケジュールが示された。

だが、コンバージェンスが進む中に、「これまでの会計を巡る実務、商慣行、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題」（企業会計審議会、2009）の存在が明らかとなった。

欧州先行事例においても、確定決算主義¹⁾を採用し、企業会計と税務との相互依存関係が確立している国におけるIFRSの導入においては、わが国同様に「調整を要する様々な問題」が発生している。欧州事例では、こうした問題の解決策として、連単分離が試行されたわけだが、板橋 [2012] において論じたように、個別財務諸表作成にかかわる会計基準のコンバージェンスの結果、周辺諸制度との相互依存関係に齟齬が生じ、実務に混乱を発生させる結果となった。

2011年11月の企業会計審議会における議論においては、わが国においても連単分離の採用を検討してほしいという意見が複数出されたわけだが、連結先行を続けるにせよ、連単分離を検討するにせよ、IFRSを適用するためには、会計制度のみならず周辺制度においても大きな変革を必要とする可能性がある²⁾。

いずれにしても、周辺諸制度との相互関係についても考慮して、IFRSとのコンバージェンスや、その導入を進める観点が不可欠であるということになる。特に、企業会計審議会が2013年6月19日に公表した、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」において指摘されるように、「現在のIFRSの内容については、基本的考え方として受け入れ難い項目や、日本の企業経営や事業活動の実態にそぐわず、導入コストが過大であると考えられる項目が一部存在し」ていることが指摘されており、そうした項目が導入されることで日本の企業経営、事業活動を支える周辺諸制度との間にどのような影響を与えるのかについての検討は、非常に重要になっている。

企業支配株式の法人税法上の取扱いについて

本稿においては、こうした問題意識に立ち、取得が単一の取引ではなく複数の取引により達成される段階取得を題材として、IFRS、現行の企業会計基準、そして法人税法における取り扱いの違いについて検討する。具体的には、関連する判例の変遷をもととして、法人税法における支配、投資の概念がどのように規定されるのかについて明らかにし、IFRSおよび現行の会計基準におけるそれと比較を行う。

この問題についてのIFRS、現行の企業会計基準、法人税法における取り扱いの相違は、支配、投資といった概念をどのようにとらえるのかといった両者の基底概念の違いを反映している可能性が高い。そのため、この問題についての検討を通して、個別の基準における取り扱いの違いの有無という観点を超えて、概念レベルにおいても、IFRSの一部には受け入れがたい存在があることを示唆する意味でも、本問題について検討することは無意味ではないであろう。

2. IFRS3および企業会計基準第二一号における支配と投資

2008年12月26日に公表された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」においては、段階取得による企業結合が行われた場合の会計処理が次のように規定された。すなわち、個別財務諸表上は、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額を被取得企業の取得原価とする従来の取扱いを継続する一方、連結財務諸表上は、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定した被取得企業の取得原価と支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額を、当期の段階取得に係る損益として処理することとされた（第25項）。

他方、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」内の「結論の背景」においては、こうした段階取得の会計処理について、「…審議においては、支配の獲得によって過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったとの認識には必ずしも至っていないことから個別財務諸表上の取扱いは変更しないものの、連結財務諸表においては、もっぱら東京合意に基づく短期コンバージェンス・プロジェクトを完了させることを重視した」（第90項）と述べている。

無論、公開草案の段階で、連単分離の状態が生じることの問題点を指摘するコメントが寄せられた。しかしながら企業会計基準第21号では、前述の取扱いが、関連会社株式の会計処理についての個別上（原価法）と連結上（持分法）の相違を容認する、現行規定と類似しているとして、連結先行の基準改訂を実行した（第92項）。

ただ、第92項では、必要に応じてこの取扱いを見直す可能性も示唆されており、個別財務諸表作成に係る会計基準のコンバージェンスの可能性について、検討を加える意義の大きい問題であるといえる。特に、被取得企業が関連会社であった場合の段階取得の会計処理は、

公開草案で見られた投資の継続・非継続ではなく、IFRS などに見られる支配の獲得・喪失という観点から規定されているといえる。

支配の獲得によって過去に所有していた投資の実態や本質が変化したと考えるかどうかは、「実態や本質」として投資の継続性に重点を置くのか、支配の有無に重点を置くのかで結論が異なりうるが、連結先行の基準改訂の結果として、IFRS と同じく後者の考え方をとったと考えられる。

もっとも、段階取得については、2008 年の改正基準では、他の会計基準等を含む体系への影響について引き続き検討するとしている（企業結合会計基準第 93 項）。また、2012 年 1 月 10 日の企業会計基準委員会において、段階取得の取扱いとの整合性の観点から「支配の喪失」が検討対象に決定され、そうした議論とのかかわりにおいて、企業結合専門委員会が実務における段階取得の適用状況を検証すべきであるとする意見を出すなど、その取扱いについては、改正基準から 3 年を経てもなお、議論を呼んでいるところである。

小阪 [2010] においては、IFRS3、公開草案第 26 号および企業会計基準第二一号における段階取得の会計処理に関する規定についてまとめたうえで、次のように整理している。

IFRS3 および企業会計基準第二一号と公開草案第二六号を比較すると、関連会社に対する支配を獲得した場合の取扱いが異なっている。その原因は、両者の持分投資に対する考え方の違いにある。IFRS3 および企業会計基準第二一号は、支配の獲得への変化をもって、投資の性質および投資を取り巻く経済的な環境の重要な変化であると捉え、それをもって投資の分類および測定の変化を正当化している。対して、公開草案では、関連会社に対する支配を獲得した場合には、支配を獲得するに至っても事業投資という性格は変わらず、当該被取得企業に対する投資は継続しているものと考えている。

さらに、小阪 [2010] では、持分法を準連結と位置づける場合に、関連会社は企業集団の事業活動に参加する一員であるとみなされるとする。そして、公開草案第二六号の規定は、持分法の処理を引き継ぐ形になるのに対して、IFRS3 および企業会計基準第二一号では、持分法による処理は引き継がれてはおらず、関連会社が子会社と同様に企業集団の事業活動に参加するという解釈は前提とされていないことを示している。

結論として、現行の IFRS においては、投資の性質および経済環境の重要な変化という考え方が、支配や影響力の獲得および喪失という局面で全般的に用いられるが、「重要な経済事象に着目し、その発生の都度公正価値での再測定を求めるというアプローチは、過去の投資ないし取得原価を基礎とする、既存の諸会計基準における考え方と、様々な局面で対立を生じさせる可能性がある」（小阪 [2010]）としている。

3. 法人税法における支配

法人税法施行令においては、第百十九条の二において有価証券の保有区分を売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券のいずれかとするを規定している。そのうち、満期保有目的等有価証券に該当するものとして、一つめは、(売買目的有価証券に該当しない)償還期限の定めのある有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその旨を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したもの。二つめは、法人の特殊関係株主等(その法人の株主等及びその株主等と第四条(同族関係者の範囲)に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者をいう。)がその法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその特殊関係株主等の有するその法人の株式又は出資である。このうち二つめは、いわゆる企業支配株式と呼ばれる。

企業支配株式は、企業会計における関係会社株式と類似の概念であるが、これについての取り扱いは、IFRSにおけるそれと、いくつかの点で異なっている。すなわち、IFRSは、被取得企業の取得原価の算定にあたって、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額ではなく、支配を獲得するに至った個々の取引すべての、企業結合日における時価を用いる。

これに対して、法人税法では、他の会社への支配を獲得した時点においては取得原価の算定の見直しは行われない。評価の見直しが行われる可能性があるのは、売買目的有価証券が企業支配株式に該当することとなる場合のみである。この場合は、売買目的有価証券をその時点における時価で売却した上で、再度当該価格にて取得したものとみなす。その他有価証券が企業支配株式に該当するようになった場合は、簿価でのみなし譲渡が行われるので、その評価額には変更は生じない。なぜ企業支配株式について、このように規定するのか、この点について明らかにするためには、過去の判例の変遷を追ってゆく必要がある。

3-1 企業支配株式に関連する判例①：藤崎事件 仙台地判 1976年9月13日訴訟月報 22巻 9号 2330頁。

本件は、企業支配株式の評価損の損金算入に関する最初の裁判例である。債務超過の会社の株式が企業支配株式に該当する場合において、その増資払込金額を評価減の対象とできるかが争われた事件である。

〈本件概要〉

百貨店業を営むX社(原告)が、同じく百貨店業を営んでいる訴外K社株式を、その設立(1961年7月31日)に際して、1万4,800株を取得し、その後K社の増資、1967年9月11日及び1968年5月29日に伴い、6万株(払込金額3,000万円)及び1,000株(払込金額

50万円)を取得し、1969年2月28日当時、K社の発行済み株式数8万株のうち、7万5,800株を所有していた。X社は、1968年度(1968年3月1日から1969年2月28日までの事業年度をいう。)において、X社の資産状態の悪化により、所有するK社株式の価額が著しく低下したとして、株式評価損を計上したことに対し、Y(被告)がX社所有のK社の株式は、「法人税法上の企業支配株式であり、かつ、本事件では「その価額が著しく低下した」場合に該当しないとして、当該評価損の計上の要否(当該譲渡価額が著しく低額であるか(1株当たりの時価))が争われた。(緑川[2004], pp.73-74)。

さて、1976年9月13日判決においては、「一の企業が他の企業をその支配下におくという場合には、そこに何らかの利益(…)がもたらされるからであり、右のごとき利益は当該企業を新たに支配する場合のほか、すでに有する企業の支配を維持または強化する場合にも生ずる」(法務省訟務局[1976], p.2332。ただし、省略は筆者。)とし、企業支配株式とは「新たに企業を支配するために取得した株式のほか、その株式を取得することによって従来の企業支配関係を維持または強化する場合をも含むと解すべきである」(法務省訟務局[1976], p.2332。)とした。

この点、本判決は企業支配を新たに支配が確立する一時点のみのこととしてではなく、期間でとらえていることがわかる。また、その維持、発展を認めているところからは、支配には強弱があるという立場を採っていることが分かる。

もっとも本判決におけるこうした支配の概念については、批判があり、「企業支配の対価というのは、[企業を支配する]ために通常の価額以上の対価で取得した場合をいうのであり、すでに支配している会社の増資に応じて払い込まれる金額を企業支配の対価というのは困難」(大淵[1993], p.257。ただし、亀甲括弧内は筆者。)である、とする意見もある。

支配の確立については、法務省訟務局[1976]の解説では、「企業支配株式であるか否かについては二五パーセント〔旧法人税法施行令三四条三項規定による。〕以上の株式を有するかどうかをその決定の基準としているが、…支配目的のいかんを考慮すべきだとする見解がある。しかし、支配目的の判定は事実上不可能であり、…絶対的支配に至らなくても二五パーセント以上の株式を有していれば事実上の支配を保持していると言い得る」(法務省訟務局[1976], p.2331。ただし、省略及び亀甲括弧内は筆者。)とし、支配目的については判定することが不可能であることと、事実上の支配の保持は二五パーセント(現行法令上は二〇パーセント)以上の株式(議決権)の保有によって、認められると考える税務の立場を明らかにしている。

3-2 企業支配株式に関連する判例②：ケンウッド事件 東京地判1989年9月25日、行政事件裁判例集40巻9号1205頁。

企業支配株式の法人税法上の取扱いについて

本件は、東京地裁および控訴審東京高裁において争われた、会社が保有する外国子会社株式の評価損計上についての事件である。法基通 9-1-12 に照らし、11 か月後の評価損の計上は、増資払込後の株式の評価損が認められる、「増資から相当の期間を経過した後」に該当するかどうかの一つの争点となった事件である。

〈本件概要〉

音響機器等の製造販売等を主たる業務とする X 社（原告）は、その発行済株式総数の約 98% を保有する訴外会社 K 社（海外子会社）の株式につき、1981 年 6 月 30 日に直前に 10 万 4,400 株を保有し、その後 K 社の増資（① 1981 年 6 月 30 日に 9 万 5,000 株（払込金額 950 万ドル）、② 1982 年 7 月 21 日に 19 万 8,500 株（払込金額 1,985 万ドル、および③ 1984 年 5 月期に 12 万株（払込金額 1,200 万ドル））に伴い、それぞれ全株を取得した。

本件は X 社が、1981 年度（1981 年 5 月 21 日から 1982 年 5 月 20 日までの事業年度をいう。以下、「本件事業年度」という。）において、K 社の資産状態の悪化により、所有する K 社株式の価額が著しく低下したとして株式評価損を計上したことに対し、Y（被告）が X 社所有の K 社の株式は、法人税法上の企業支配株式であり、かつ、本事件では、「その価額が著しく低下した」場合に該当しないとして、当該評価損の計上の要否（当該譲渡価額が著しく低額であるか（一株当たりの時価）が争われたものである。（緑川 [2004], pp. 75-76）。

さて、1991 年 6 月 26 日高裁判決においては、「本件のように K 社の分身というべき発行会社の株式については、よほど特段の事情でもない限り、これを手放すことは考えにくいのであるが、このようなきわめて長期的に亘って保有が前提とされる株式については、評価損の計上も、かなりの長期的な見通しを考慮して行われるべき」（大淵 [1993], p. 251）であるとし、「第 1 次増資から 11 か月を経たにすぎない本件評価損計上の時点のころにおいては、単に数額のみに着目すると資産状態の悪化が著しいとの見方もあろうが、もともとその時点の状態は、K 社においても十分に予測可能のいわば予定された状態ともいえるべき」（大淵 [1993], p. 252）であったと認定している。

このように、法人税法上においては、企業支配目的の株式は「他企業への影響力の行使等を目的として保有する株式であることから、企業の事業活動の区分としては、金融投資活動というよりも、その性質は、事業投資活動に類似するものである」（高木 [2006], p. 599）と考えられている³⁾。

以上まとめると、企業支配株式を取り扱った過去の判例からは、法人税法上、支配の確立は明確な一時点のものと捉えていないと考えられる。支配関係は、およそ発行済株式総数の 20 から 25% 程度を取得し事実上の支配を保持した時点から始まり、支配関係を強め、最終的に 50% を超え、特定支配関係が確立した時点で完結するといえる。

企業支配株式に一度該当すれば、出資からある程度の期間が過ぎさらに著しい資産状態の悪化が認められるように状況でなければ評価損の計上は許されないとされる。すなわち、企業支配株式は金融投資活動というよりも、その性質は、事業投資活動に類似するものであるとみなされているのである。

4. まとめ

これらの判例を経て、現在では企業支配株式の取り扱いについては、法人の有する企業支配株式等の取得がその企業支配株式等の発行法人の企業支配をするためにされたものと認められるときは、当該企業支配株式等の価額は、当該株式等の通常の価額に企業支配に係る対価の額を加算した金額とする、と考えられている。

これは、企業支配を目的として支払われたその株式の通常の価額を超える部分の金額については、「その株式の保有を通じて、企業支配の状態が存在している限り、その価値に変化はないものと考えられるから、たとえその株式の発行法人の資産状態が著しく悪化したとしても、その企業支配的対価の部分についてまで評価損を認めることは適当ではない。そこで、法人の所有する企業支配株式の取得がその株式の発行法人の企業支配をするためにされたものと認められる場合には、その株式の通常の価額にその企業支配権の対価の額を加算した金額を時価として取り扱うこととされ、企業支配にかかわる対価の部分について評価減ができないこととされている」(森 [2013], p. 759) ためである。

現行の法人税務においては、一般に、「企業支配を目的として保有する株式につき、保有企業にとって、市場価格とは異なる価値を有することには異論はないところであるから、当該株式を保有することによる利得は、市場における証券の価格差にあるとはいえない」(高木 [2006], p. 589) との考えが存在していると考えられる。

すなわち、「企業支配株式は、一種の投資有価証券であって、流通性が乏しく、所有している企業にとっても固定的な投資と認識されるものであり、常に変動する時価との対比によって評価することにはなじまない」(高木 [2006], p. 586)、なぜならば企業支配株式のような性質の有価証券は、法人税務上「市場価格の変動により価値増減が発生したとしても、当該価値増減は客観性・確実性を有している利益(又は損失)とはいえない」(高木 [2006], p. 589) とみなされるためである。

IFRS3 および企業会計基準第二一号は、支配の獲得への変化をもって、投資の性質および投資を取り巻く経済的な環境の重要な変化であると捉え、それをもって投資の分類および測定の変化を正当化している。対して、法人税務においては、支配を獲得した場合においても、支配を獲得するに至るまでの事業投資という性格は変わらず、当該被取得企業に対する投資は継続しているものと考えていることが分かる。

企業支配株式の法人税法上の取扱いについて

特に、法人税務における「企業支配を目的として保有する株式につき、保有企業にとって、市場価格とは異なる価値を有することには異論はないところであるから、当該株式を保有することによる利得は、市場における証券の価格差にあるとはいえない」（高木 [2006], p. 589）とする考え方は、IFRS や IFRS とのコンバージェンスを志向している企業会計基準第 21 号のそれとは明確に異なっている。

こうした差異の背景には、投資の「実態や本質の変化」についての両者の明確かつ重大な認識の違いが存在していることは明らかであり、おそらくそれは両者の目的の相違から発生していると思われる。つまりは、こうした概念的な違いは、両者の存在意義ともかかわってくる可能性がある。

もちろん、税法は担税力を適正に評価して公正な課税を実現することを目的とする一方、種々の政策目的の実現や、課税技術上の要請についても考慮する必要があるわけで、支配の概念や取扱いの違いの一部が、そうした政策、課税技術からの影響を受けて発生していることは十分に考えられる。この点については、今後さらに検討を進める必要はあると考えられる。

いずれにせよ、本稿において明らかになったように、用語方上では同じ言葉であっても、実際にその背景にある概念まで検討すれば重要な相違が隠されていることがある以上、IFRS 導入にあたり、周辺諸制度との間で調整を図る際には、概念規定のレベルまで含めて慎重な調整を図るべきであると思われる。

注

- 1) 本項では、確定決算主義について、税制調査会・法人課税小委員会 [1996] に従い、次のように整理している。
 - ①会社法上の確定した決算に基づき課税所得を計算し、申告すること（法人税法第 74 条第 1 項）
 - ②課税所得計算において、決算上、費用又は損失として経理されていること（損金経理）等を要件とすること（法人税法第 2 条第 25 項）
 - ③別段の定めがなければ「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（公正処理基準）に従って計算すること（法人税法第 22 条第 4 項）
- 2) 個別財務諸表作成に IFRS が適用されなくとも、個別財務諸表作成にかかわる会計基準におけるコンバージェンスが存在する以上、確定決算主義のもとでは課税所得計算に影響が及ぶ可能性がある。
- 3) この点、企業会計基準第一〇号「金融商品に関する会計基準」（par. 73, 74）でも、子会社株式と関連会社株式はいずれも事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であるとしており、金融商品に関する会計基準とは、類似の概念を共有している可能性がある。

参 考 文 献

- 板橋雄大 [2012], 「IFRS へのコンバージェンスが税務会計に及ぼす制度的影響：フランスの先行導入事例の検討を中心に」, 『税経通信』 67 (15), pp.172-179, 税務経理協会.
- 大淵博義 [1993], 『最新判例による法人税法の解釈と実務—法人税関係主要判例の解説—』, 大蔵財務協会.
- 金子宏他編著 [2011], 『ケースブック租税法第3版』, 弘文堂.
- 菅納敏恭, 垂井英夫 [1994], 『租税法判例と通達の相互関係—通達に影響を与えた判例の研究』, 財経詳報社.
- 企業会計審議会 [2009], 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」, 企業会計審議会.
- 企業会計審議会 (2013) 「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」, 企業会計審議会.
- 小阪敬志 [2009], 「IFRS3における段階取得の会計処理に関する一考察」『産業経理』 第69巻第2号. 小阪敬志 [2010], 「段階取得における持分投資の会計処理—関連会社に対する支配の獲得を題材として—」『會計』 第177巻第1号.
- 高木美満子 [2006], 「法人税法における有価証券の時価評価—その理論的根拠と拡大可能性—」, 『税大論叢』 51号, 税務大学校.
- 法務省訟務局 [1976], 『訴訟月報』 第22巻9号2330頁.
- 法曹会 [1989], 『行政事件裁判例集』 40巻9号1205頁.
- 法曹会 [1991], 『行政事件裁判例集』 42巻6=7号1033頁.
- 緑川正博 [2004], 『非公開株式の評価—商法・税法における理論と実務—』, ぎょうせい.
- 森文人編著 [2013] 『法人税基本通達逐条解説六訂版』, 税務研究会出版局.
- 菱田政弘 [1975] 「株式の相互保有と会社支配」, 竹内昭夫編 『現代商法学の課題 中：鈴木竹雄先生古稀記念』 pp.759-796, 有斐閣.

—2014年9月22日受領—